

広報 笑 顔

スマイル

2022. 3.22 No.188

室蘭児童相談所巡回相談 のお知らせ

お子さんの発達の中で気になることや困ったことなど、発達全般の相談を希望される方は期限までにお申し込みください。

日程

5月17日(火)

申込期限

4月15日(金)

※実施場所は利用される方々の居住地区などを考慮し、決定します。

申込み・問合せ

健康福祉課福祉グループ

☎②7071

ヒグマに注意しましょう

冬眠明けのヒグマが、エサを求めて野山等を移動し始めます。野山は『ヒグマの生活圏』

です。出かける時は十分に注意しましょう。

【ヒグマと遭遇しないために】

- ・ヒグマの出没情報に注意してください。
- ・野山に入るときは複数で行動しましょう。
- ・鈴やラジオなど音のするものを携行しましょう。
- ・早朝や夕方の入山は控えましょう。
- ・ヒグマの足跡や糞を見つけたら引き返しましょう。
- ・生ゴミは必ず持ち帰ってください。

ヒグマの姿や足跡などを見たときは、役場またはお近くの駐在所へご連絡ください。

問合せ

- 早来駐在所 ☎②2030
追分駐在所 ☎②2003
安平駐在所 ☎②2339
遠浅駐在所 ☎②2211
安平町役場(代表) ☎②2511

目次

お知らせ	1～8
公営住宅入居者募集	9
生涯学習たより「ぎらり」	10～13
地域安全ニュース	14

地域サロンあんを開催します

日時

4月4日(月) 12時～15時

場所

ふれあいセンターいぶき

※会場は手指消毒、換気などの新型コロナウイルス感染症の対策をしています。

※当日、マスク着用をお願いします。

※緊急事態宣言が出た場合は中止します。

※お茶、コーヒー、お楽しみ甘味をご用意(参加費無料、昼食持参OKです)。

※安平町支え合い活動交付金、社会福祉協議会助成金を受け運営しています。

問合せ

代表 佐々木 ☎②53706

住所や世帯に変更があったときは届出を

進学や就職、転勤などで引っ越しをされた方は、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になりますので、住所変更の届出を忘れずに行ってください。

3月下旬から4月上旬にかけては窓口が特に混み合う時期となります。手続きには時間に余裕をもってお越しいただきますようお願いいたします。

※転入・転居届は住所の異動から2週間以内に届出が必要です。

※転出届は転出予定日の2週間前から手続きが可能です。

必要なもの

- ・本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、健康保険証など)
- ・お持ちの方は個人番号カード(新住所の記載を行います)
- ・印鑑
- ・前住地で発行された転出証明書(転入届の場合)
- ・委任状(本人や同一世帯の方以外が手続きをする場合)

問合せ

税務住民課住民生活グループ ☎②2940

眼底検査受診費用の一部を 助成します

希望者に眼底検査を医療機関で受けた費用の一部を助成します。

対象者

満40歳以上（昭和57年3月31日以前に出生された方）で、下記に該当する方は除きます。

- ①令和3年度の健康診査で眼底検査を受けた方
- ②通院により眼底検査を受けている方（医師の指示により眼底検査を受ける予定の方も含みます）

受診方法

- ①役場で「眼底検査受診御依頼書」と「安平町眼底検査費用助成交付申請書」の交付を受ける。
- ②「眼底検査受診御依頼書」を自分で選んだ眼科医療機関へ提出、検査を受けて検査料金を医療機関で支払い、領収書を発行してもらう。
※「健診」扱いになるので、保険証は使えません。
- ③「安平町眼底検査費用助成交付申請書」に記載し、②の領収書を郵送または窓口へ提出して費用の助成手続きを行う。
※助成額は5,038円が上限です。

助成期間

1月1日(土)から3月31日(木)までに受診した検査が助成の対象となります。

助成申請手続き期限

4月15日(金)まで

問合せ（ご不明な点は下記までご連絡ください）

健康福祉課健康推進グループ ☎②9 7071

.....

ドッグラン（早来地区）について ご意見をお聞かせください ～募集期間残りわずか～

広報あびら2月号で募集していた『ドッグラン（早来地区）について』、現在5件（うち賛成が3件、反対が2件）のご意見をいただいておりますが、数が少ない状況です。

募集期間が残りわずかですが、引き続きご意見をお待ちしています。

募集期間

2月10日(木)～3月31日(木)

募集方法

建設課土木・公園グループの窓口、電話、メール

※メールの場合、氏名、住所、電話番号を必ず記載ください。

対象

早来地区にお住まいの方

問合せ

建設課土木・公園グループ ☎②9 7075 メール kouen-kanri@town.abira.lg.jp

室蘭地方気象台からのお知らせ

4月1日(金)から室蘭地方気象台の問い合わせ先が、内容ごとに変更となります。ご理解とご協力をお願いします。

- ・胆振、日高地方の天気予報や気温などに関すること ☎ 0143 ㉓ 3227
- ・見学や講演依頼、気象資料の閲覧、気象証明・鑑定に関すること ☎ 0143 ㉓ 4249
- ・上記以外に関すること ☎ 0143 ㉓ 2598

※夜間（17時15分～8時30分）および土、日、祝日は留守番電話となります。

※夜間等は自動音声による天気予報のみ対応しています。音声ガイダンスに従ってください。

☎ 0143 ㉓ 0109

問合せ 室蘭地方気象台防災管理官 ☎ 0143 ㉓ 4249

.....

人権相談専用電話番号のお知らせ

法務省の人権擁護機関では、年間を通じて、下記のとおり人権相談専用電話を設置して、皆さんからの人権相談に関するお電話をお待ちしています。

毎日の生活の中で、いじめ・差別、家庭内での暴力、職場での嫌がらせ、ストーカーや不動産・金銭のトラブルなどの困りごとがありましたら、解決の方法を一緒に考えさせていただきますので、お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110（ナビダイヤル）

- ・差別などの人権問題や困りごとに関するご相談はこちらへ。
- ・最寄りの法務局の本局または支局につながります。

子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110（フリーダイヤル）

- ・いじめや虐待など、子どもの人権に関するご相談はこちらへ。
- ・最寄りの法務局の本局につながります。

女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810（ナビダイヤル）

- ・セクハラやDVなど、女性の人権に関するご相談はこちらへ。
- ・最寄りの法務局の本局につながります。

※上記各専用電話の受付時間は、いずれも平日8時30分から17時15分までです。

問合せ 札幌法務局苫小牧支局 ☎ 0144 ㉓ 7151

「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」 を締結しました

3月15日(火)、北海道電力株式会社および北海道電力ネットワーク株式会社と大規模災害時における相互協力に関する基本協定を締結しました。この協定は、大規模災害発生時等において相互に協力を行い、停電復旧を迅速かつ的確に対応することによって、住民生活の早期安定を図ることを目的に締結されたものです。

町ではこれらの協定を通じ、さらなるまちの安全・安心を目指してまいります。

問合せ 総務課情報グループ ☎ ㉓ 2511

快適で安全・安心な住環境を求める方を支援 住宅リフォーム費用助成事業

町民の皆さんやこれから安平町に移住される方が、町内の建設業者に依頼して自ら所有している住宅のリフォームを行う場合、工事費の一部を助成します。

受付期間

4月1日(金)～12月15日(木)

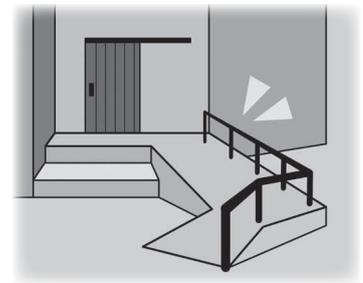
※先着順で申請を受け付けます。また、予算額に達した場合は、受付期間中に終了する場合があります。

対象者

- ・町内に住所を有する方、または安平町に移住される方
- ・5年以上居住することを確約できる方
- ・住宅の所有者でかつ、その住宅に現に居住している方（移住される方は対象外）
- ・住宅の所有者および同一世帯全員が町税等を滞納していない方
- ・暴力団等に属していない方

対象工事

- ・バリアフリー改修工事（通路幅拡幅、浴室・トイレ改良、段差解消など）
- ・耐震補強工事（昭和56年5月31日以前に着工された住宅）
- ・町が定める基準以上の断熱、省エネ改修工事



対象住宅

- ・町内にある専用、併用住宅（併用住宅の場合は居住部分のみ対象）
- ・築後10年を経過している住宅
- ・建築基準法等を遵守している住宅
- ・町内の業者がリフォームする住宅

助成額

- ・対象工事の税込額が10万円以上のリフォーム工事の1/2（上限150万円）
- ・申請者の同一世帯における満18歳未満の子の人数によって助成額を加算（上限あり）

※昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、耐震一般診断で総合評価1.0以上であること、または耐震補強工事により総合評価1.0以上とすること。

※助成金交付決定前に着手していない工事で、申請する年度の1月末日までに完了する工事であること。

※助成金の交付は、同一住宅および同一人につき1回限り。

【対象とならない工事】

単なる屋根、壁の塗装や張り替えや住宅の解体、給湯ボイラー等の機械設備、設計費など。

申込み・問合せ

建設課施設グループ ☎@2516

「安平町既存住宅耐震診断等費用 補助金交付制度」のご案内

町内にある既存住宅の耐震診断、補強設計および耐震改修工事を行う方に対し、その費用の一部を補助します。

受付期間

4月1日(金)～9月30日(金)

※先着順で申請を受け付けます。また、予算額に達した場合は、受付期間中に終了する場合があります。

対象住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ・申請年度までに完了する工事であること
- ・建築基準法その他関係法令に違反していないこと

対象者

- ・町内に住所を有し、対象住宅を所有かつ居住する個人
- ・町に納付すべき町税等を滞納していないこと

補助金額

- ・耐震診断 耐震診断に係る経費の2/3 (上限89,000円)
- ・補強設計 補強設計に係る経費の2/3 (上限100,000円)
- ・耐震改修工事 耐震改修工事_※に係る経費の23% (上限822,000円)
※外壁、屋根、断熱等の付帯工事については、耐震改修工事を行うために必要な範囲のみ対象。
ただし、従前と同等の仕様であることが条件になります。

その他

耐震診断を行う者は、建築士の資格を有し、かつ北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿において耐震診断の講習区分で登録しているもの、または耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号に掲げる耐震診断資格者である必要があります。

申請に必要な書類

- ・安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付申請書 (様式第1号)
- ・住民票の写し
- ・登記事項証明書 (建物)
- ・納税証明書
- ・位置図、配置図、平面図等
- ・見積内訳書
- ・耐震診断報告書 (様式第2号) (補強設計・耐震改修工事を行う場合)
- ・改修計画書 (様式第3号) (耐震改修工事を行う場合)

申込み・問合せ

建設課施設グループ ☎ 2516

「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」 のお知らせ

【住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活や暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を支給します。

給付対象者

基準日（令和3年12月10日）に安平町の住民基本台帳に記録されている方であり、同一の世帯に属する方全員が令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

ただし、住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象ではありません。

給付額

給付対象世帯1世帯につき10万円（支給は1回のみ）です。給付対象者が属する世帯の世帯主名義の口座へ振り込みます。

申請期限

2月22日(火)から9月30日(金)までの期間で申請を受け付けます。

※2月18日(金)発送で、臨時特別給付金の確認書を郵送しています。該当すると思われる方で、申請書が届いていない方や該当するか確認したい方は、下記までお問い合わせください。

支給時期

確認書の返送後、健康福祉課での受付日からおよそ1か月以内での支給を予定しています。決定後、振込日を記載した決定通知を健康福祉課よりお送りします。

申請方法

町から郵送する確認書に必要事項を記入してください。詳しい申請方法は確認書に同封していますので、ご確認ください。

※申請書に同封している返信用封筒にて郵送で提出いただくよう、ご協力をお願いします。

・DV等を理由に避難している方へ

DV等を理由に避難している方が支給を受けるにあたり、事情により、現在住んでいる安平町に住民票を移すことができない方は、下記①～③のいずれかの要件にあてはまる場合、所定の申出書を提出し、申請を行うことで、給付金を受け取ることができます。

安平町に住民票を移さず、申請を行うことができる要件

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けている。
- ②婦人相談所の証明書などが発行されている。
- ③住民基本台帳の閲覧制限が「支援措置」対象となっている。

注意事項

- ・申請時期や支給時期は、各市町村によって異なります。
- ・この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。
- ・町や総務省などがATM（銀行、コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・町や総務省などが住民の皆さんの世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは、絶対にありません。

問合せ

健康福祉課福祉グループ ☎⑨ 7071

「住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (家計急変世帯向け)」のお知らせ

住民税非課税世帯臨時特別給付金に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯に対して臨時特別給付金を支給します。

給付対象者

基準日（令和3年12月10日）に安平町の住民基本台帳に記録されている方であり、令和3年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員それぞれの1年間の収入見込み額または1年間の所得見込み額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下の世帯。

ただし、住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象ではありません。

給付額

給付対象世帯1世帯につき10万円（支給は1回のみ）です。給付対象者が属する世帯の世帯主名義の口座へ振り込みます。

申請期限

2月22日(火)から9月30日(金)までの期間で申請を受け付けます。

支給時期

申請書類提出後、健康福祉課より振込日を記載した決定通知をお送りします。

申請方法

健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）の窓口にて申請書を設置しています。ご希望の方には申請書一式を送付しますので、下記までご連絡ください。また、町ホームページよりダウンロードすることもできます。

以下の必要書類を揃え、郵送または上記窓口にて申請してください。

必要書類

- ①申請書
- ②収入見込み額の申立書
- ③申請者の本人確認書類の写し
- ④受取口座を確認できる書類の写し（世帯主名義のものに限る）
- ⑤「令和3年中の収入（所得）見込み額」または「任意の1か月の収入」の状況が確認できる書類の写し（世帯全員分）

問合せ

健康福祉課福祉グループ ☎ 7071

Facebook



あびらのまちの様子を、
SNSで発信しています。

Facebookではまちの取り組みや事業などを、
YouTubeではあびらチャンネルで放送した過去の動画などをご覧いただくことができます。

YouTube



安平町全域光回線 サービス提供開始のお知らせ

昨年より誘致活動を進めていた安平町全域光回線整備ですが、サービス提供が開始されましたのでお知らせします。

なお、事前加入申し込み提出有無に関わらず対象地域にお住まいの方で光回線の利用を希望される方は、それぞれご自身で通信事業者にお申し込みいただくようお願いします。

整備エリア 安平町全域

受付開始日 3月4日(金)

提供開始日 3月15日(火)

【あびらネット・衛星インターネットご利用者の方へ】

3月中旬にサービス移行の流れ等について通知書を発送していますのでご確認ください。

【営業電話にご注意ください】

光回線整備に伴い、『町から委託を受けて営業している』と話す通信事業者がいると情報提供がありました。

光回線誘致活動の際にご提出いただいた事前加入申込書は、「NTT 東日本に加入の意思表示」として提出しましたが、町としてNTT 東日本に営業電話の委託は行っておりません。

何かお困りごとがありましたら、国民生活センター（☎188）または道立消費生活センター（☎050-7505-0999）までご相談ください。

問合せ

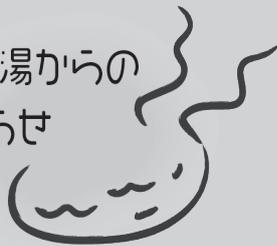
フレッツ光サービスに関すること

N T T 東日本-北海道南支店マーケティング担当 ☎0120-438000

その他に関すること

総務課情報グループ ☎②2511

ぬくもりの湯からの
お知らせ



ぬくもりの湯に来館される皆様には、感染症予防のため「マスクの着用」「手指消毒」「来館時の体温測定」をお願いしています。体調不良の方はご来館を控えていただくなど、引き続きご理解・ご協力をお願いします。

・ 3月29日(火) 子どもイベント

中学生以下のお子さんを対象にイベントを開催！輪投げやストライクナインに挑戦でおもちゃや鬼滅グッズがもらえます。

・ 4月19日(火) カラダ測定会

体組成計で体脂肪率や筋肉量等が測れます。結果をもとに作業療法士からアドバイスがもらえます。参加者は入浴料100円引きとスタンプ2倍！

※イベントは新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により中止になる場合があります。

休館日 4月12日、26日（毎月第2・4火曜日）

問合せ ぬくもりの湯 ☎②2968（営業時間 11時～22時）

公営住宅・特公賃住宅・町営住宅入居者募集

募集期間 4月1日(金)～4月14日(木)

案内書および申込書の配布・受付（土、日曜日を除く）

申込受付期間：4月1日(金)～4月14日(木) 8時30分～17時15分

受付場所

・建設課施設グループ（総合庁舎） ・住民サービス課（総合支所）

必要なもの

入居申込書および同意書、世帯全員の所得証明書の写し（最新のもの）、世帯全員の住民票の写し、世帯全員が市町村税を滞納していないことの証明書の写し、マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード

抽選日時・場所

募集住宅に対し重複した場合は下記日程で抽選を行います。抽選場所は地区によって異なります。

早来地区分 4月18日(月) 9時30分～総合庁舎

追分地区分 4月18日(月) 13時30分～総合支所

募集予定団地（募集予定団地は変更となる場合がありますので、受付場所でご確認ください）

早来地区：遠浅南公営住宅、早来あかね公営住宅、早来さつき公営住宅、早来北町公営住宅、遠浅駅前公営住宅、早来あけぼの公営住宅、早来あけぼの特定公共賃貸住宅

追分地区：追分南公営住宅、追分中央公営住宅

単身者用：追分カームビレッジ特定単身者住宅

その他

・令和4年5月1日より契約、15日以内に入居可能な方に限ります。

問合せ 建設課施設グループ ☎② 2516

暮らしの困りごとの相談に行政相談委員が応じます

年金の手续や制度について知りたいこと、借金や遺産相続について相談したいなど、あなたの暮らしの困りごとをお気軽にご相談ください。

相談は無料。秘密は守ります。行政相談委員の自宅または電話で常時相談に応じます。

総務省行政相談委員 早来地区 水野 佐氏 ☎② 3518

追分地区 平野秀樹氏 ☎⑤ 2774

問合せ 総務課総務グループ ☎② 2511



【広報笑顔（スマイル）】

発行／安平町

企画・編集／総務課情報グループ

☎ 059-1595 安平町早来大町 95 番地

(☎② 2511・FAX ② 2026)

安平町ホームページ

<https://www.town.abira.lg.jp>

安平町フェイスブック公式ページ

<https://www.facebook.com/town.abira>

乗って守ろう・まちづくりに活かそう！ 賢く上手な公共交通の組合せ利用を

- ▶ JR（都市への速やかな移動に）
- ▶ あつまバス（隣接市への移動に）
- ▶ 循環バス（町内4地区を跨ぐ移動に）
- ▶ デマンドバス（予約制・自宅から街中停留所までの小地域内の移動に）
- ▶ ハイヤー（自由度の高い公共交通）



みんなで乗れば、
未来が変わる。
※2020.10.1より、変更中。

[役場相談窓口] 政策推進課政策推進グループ ☎ 22-2751

令和3年度第11回教育委員会議決事項等報告(2月24日開催)

- ① 令和3年度安平町一般会計補正予算について
- ② 安平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ③ 財産の無償貸付けについて
- ④ 令和2年度教育委員会事務事業点検・評価報告について
- ⑤ 安平町子ども文化・スポーツ賞被表彰者の決定について

令和3年度第12回教育委員会議決事項等報告(3月3日開催)

- ① 令和4年度教職員人事異動内示について

※第13回教育委員会(3月25日開催予定)については次号でお知らせします。

また、教育委員会はどなたでも傍聴できます。詳しくは教育委員会事務局まで(☎29-7036)



生涯学習だより



第234号

発行
安平町教育委員会
☎29-7036
FAX29-7030



安平山スキー場

営業終了のお知らせ



令和4年1月7日(金)より営業しておりました安平山スキー場ですが、令和4年3月13日(日)をもちまして、今シーズンの営業を終了しております。来シーズンも皆さまのご利用をお待ちしております。

電子図書館とは…

自宅にいながらも図書館の本を借りられるサービス。気軽に借りられ、図書館に行かなくても貸出・返却が可能。
コロナ禍で今、特に注目されてきています！

苫小牧市電子図書館は、 安平町民も使用することができます！

□ご登録 中央図書館または苫小牧市内図書室カウンターで、市立図書館のご利用カード登録をお願いします。申請用紙にご記入し、ご住所を確認できるもの(免許証等)と一緒に、カウンターにご提示ください。ご利用登録されましたら、図書館利用カードの利用者番号とパスワードで電子図書館もご利用いただけます。

□問合せ 苫小牧市末広町3丁目1-15
苫小牧市立中央図書館
☎0144-35-0511



せいこドームからのお知らせ

□レッスン参加者募集！

- 大人プールプログラム** 1か月2,000円で好きなプログラムをいくつでも受講できる「フリーシステム」です。
- ・**申込方法** 申込書に4月分受講料を添えてスポーツセンター窓口にお納めください。(つり銭が要らぬようご用意いたします。)4月5日(火)から随時開始いたします。(入館料は別途お支払いください。)

火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
				子どもスイミング (3~5歳)	
大人水泳教室 (初中級)		大人水泳教室 (初中級)		松田/宮田	
宮田		松田		10時10分~11時	
10時30分~11時30分		10時30分~11時30分			
ウォーキングアクア			ウォーキングアクア	子どもスイミング (小学生)	
石井			石井	松田	
11時30分~12時30分	8名		11時30分~12時30分	11時10分~12時10分	
	サーキットα	サーキット		サーキット	
	石井			12時~12時30分	
	12時30分~13時30分	12時30分~13時		8名	
		大人水泳教室	ユニバーサル	大人水泳教室	基本のクロール/背泳ぎ
大人水泳教室		中上級/松田	ヨガ	初級/石井・中上級/宮田	松田
初級/松田・中上級/石井		13時10分~13時40分	13時10分~13時40分	13時~14時	13時~14時
13時30分~14時30分			基本のバタフライ		
			松田		
			13時30分~14時30分		
	ふいん・フィン・FIN				
		8名			
	14時~14時30分				
5名					
				子どもスイミング (3~5歳)	サーキット
				松田/宮田	15時~15時30分
				15時15分~16時5分	
子どもスイミング (小学生)	子どもスイミング (小学生)	子どもスイミング (小学生)	子どもスイミング (小学生)		プールレッスン
松田/宮田/石井	宮田/石井	宮田/松田	松田/宮田/石井		
16時15分~17時15分	16時15分~17時15分	16時15分~17時15分	16時15分~17時15分		フロアレッスン
大人水泳教室 (中上級)		サーキット			
		19時~19時30分		高齢者・初めての方でも安全にご参加できます。	
19時~19時45分			大人水泳教室 (中上級)		
			松田		
			19時15分~20時15分		
大人水泳教室 (初級)		水中ウォーキング+おまけ			マークがないものに関してはクラス内容詳細をご覧ください。レベルによりご参加いただけないものがありますのでご注意ください。
19時45分~20時15分		19時45分~20時30分			

※「子ども水泳教室」については、各小学校・子ども園からのお便りをご参照ください。

●申請はお済みですか？

- 町内在住の65歳以上の方、3歳になったお子様は申請により無料でプールを使用いただけます。
- ・申請場所 安平町スポーツセンター(せいこドーム)
- ・手続きに必要なもの 身分証明書
- ※許可書をなくしてしまった方は、各学校に申請してください。

●プールにある採暖室でととのう~♪

採暖室は厳密にはサウナではありませんが、低温サウナとして活用するのもアリです！約15~20分間入っていることで、発汗によるリラックス効果を得ることができます。

せいこドームご利用案内

□営業時間 10時~21時

□休館日 4月4日、11日、18日、25日(毎週月曜日)

※4月19日(火)、26日(火) 10時~12時は「しゃんしゃん教室」の予定のため、ロビー・卓球はご利用できません。

太極拳メンバー募集

太極拳メンバーを募集しています！

興味のある方、体験したい方はぜひお問い合わせください。

□日 時 毎週土曜日 13時30分～15時

□場 所 めくもりセンター多目的情報ホール

□服装・持ち物 動きやすい服装、飲み物、タオル、底の薄い室内用運動靴

□申込み・問合せ 090-8632-5032(森田)

安平町支え合い活動交付金
社会福祉協議会助成金を受け
運営しています。



早来小児童会から 高齢者施設へ車いす寄贈

早来小児童会では、ボランティア活動の一環として、リングプル回収を行い、リングプル700kgと車いすを交換し、高齢者施設「ケアハウスサクル」に寄贈しました！



「社会教育事業企画検討会」メンバー (生涯学習ボランティアスタッフ) を募集します★

「ボラスタ」の一員として楽しいことを企画しませんか？ 町民の「やりたい！」「聞いてみたい！」を形にします！

- ◆町の皆さんが参加しやすい講座等を開設するためにはどうしたらいい？
- ◆町のニーズってどのようなものがあるの？
- ◆社会教育に関する講座のアイデアを寄せ合います。
- ◆教育委員会主催事業に関するアイデアなども提案いただきます。

それらをメンバーの皆さんと情報交換しながら話し合い、その実現を目指します！

(過去の事例:バスツアーの実施、ガイドマップづくり、講演会講師の提案…など)

会議等 早来公民館と追分公民館で年間数回の話し合いを行います。

対象者 町民の方であれば、年齢や性別は問いません。

申込み・問合せ 「ボラスタ」はメンバーを随時募集中！少しでも興味があったら教育委員会社会教育グループ(☎29-7036)までお問い合わせください！



令和3年度(後期)子ども文化・スポーツ賞被表彰

安平町教育委員会では、芸能文化及びスポーツ分野において、全国・全道規模の大会等で優秀な成績を収めた児童生徒を対象に、子ども文化・スポーツ賞の受賞者を決定し表彰しています。

令和3年度後期(令和3年10月1日～令和4年3月31日該当)の被表彰者が決定しましたので、ご紹介します。

氏名(学校名学年) ※敬称略	種目	事績	表彰種類
八田 こなつ (早来小1年)	ポスター	第48回令和3年度JA共済全道小・中学生交通安全ポスターコンクールにおいて、北海道知事賞(金賞の中の最優秀作品)を受賞 *子ども文化賞(2)に該当	子ども文化賞
川田 綾音 (安平小3年)	ポスター	第48回令和3年度JA共済全道小・中学生交通安全ポスターコンクールにおいて、金賞(学年ごとの優秀作品)を受賞 *子ども文化賞(2)に該当	子ども文化賞
土屋 檜生 (安平小5年)	作文・絵	2021年度第28回夏休み自然観察記録コンクールにおいて、銀賞を受賞 *子ども文化奨励賞(1)に該当	子ども文化奨励賞
早来中学校 アイスホッケー部	アイスホッケー	第52回北海道中学校アイスホッケー大会で第3位となり、第42回全国中学校アイスホッケー大会に出場(コロナウイルス感染症拡大により大会は中止)*子どもスポーツ賞(1)に該当	子どもスポーツ賞

第3部「恵まれない子たちと共に」

(8)職業訓練始まる

文責
平和教育マスター
新井 榮



生活の基盤作りをしていた時、年長の2人の子が、もう学校を辞めて仕事をしたいというのです。話を聞いてみると一番上の子は床屋さんの仕事を、もう1人の子は自転車修理の仕事をしたいとのこと。それで早速村の市場の近くにある顔見知りの床屋さんと自転車屋さんをお願いに行きました。すると床屋さんも自転車屋さんも快く受け入れてくれたのです。しかも無報酬です。この人たちは、センターの子たちがどんな目的で共同生活をしているかを分かっていたし、また子供たちの世話をする人が村長さんの奥さんであるということもあり、とても協力的だったのです。お陰で2人の子たちは、次の日から職業訓練に通うようになりました。その様子を見ていたもう1人の年長の子が、自分も自転車屋さんになりたいと言うのです。それで、この子ともお願いして受け入れてもらいました。これで年長の子達全員が職業訓練を受けることになったのです。この3人の子たちは、夕食時間頃になるとニコニコ顔で帰ってきます。そして以前より明るくなり、小さな子たちの面倒もよく見るようにもなりました。この子たちは、おそらく自分のやりたいことが見つかればそれに打ち込むことができる喜びや充実感が彼らを変えたのだと思います。ところで年長の子たちがいずれも手に職を付ける道を選んだのですが、これにはカンボジア特有の訳があるのです。と言いますのは、この国は戦後間もなくということもあり産業の発達が著しく遅れてしまいました。そのため若者たちの働くところがとても少ないのです。そこで彼らは、学校にほとんど行ってないけれど手に職を付けられれば生活はできると考えたのでしょう。特に自転車は、日本の車のように人々の足として広く使われていますし、多くの貧しい人達は修理をしながら使い続けています。これらの生活経験ある彼らだからこそ考えついた職だったのでしょう。



公民館図書室 新着図書のご案内

開室日 火～日曜日 9時～17時
☎ 早来:22-3224、追分:25-2565

新しい本がたくさん入りました！早来・追分どちらの公民館の本でも借りることができます。

早来公民館

- 〈一般書〉種まきびとのちくちくしごと(早川 ユミ)／派遣添乗員へトヘト日記 当年66歳、本日も“日雇い派遣”で旅に出ます(梅村 達)／永田町動物園 日本をダメにした101人(亀井 静香)／新しい星(彩瀬 まる)／夜叉の都(伊東 潤)
- 〈児童書〉楽しい草つみ花つみクッキング 草と花のカラフルおやつ(農山漁村文化協会 編)／知って話そうニュースの言葉(キッズトリビア倶楽部 編)／いっしょなら(ルーク・アダム・ホーカー)／たまごのはなし(しおたに まみこ)／虹いろ図書館のかいじゅうたち(櫻井 とりお)

追分公民館

- 〈一般書〉50代になった娘が選ぶ母のお洋服 魔法のクローゼット(くぼしま りお)／動物たちの家(奥山 淳志)／日本語の大疑問 眠れなくなるほど面白いことばの世界(国立国語研究所)／同志少女よ、敵を撃て(逢坂 冬馬)／少女たちの戦争(中央公論新社 編)
- 〈児童書〉はじめての日本のれきしえほん(溝口 イタル)／博物館の少女 怪異研究事始め(富安 陽子)／おはようスーちゃん(ジョン・G・ロビンソン)／みてよびかぴかランドセル(あまん きみこ)／ねこのオーランドー(キャスリーン・ヘイル)

今月の展示テーマ

『新生活を応援』

あんなに積もった雪も解けて、新しい年度が始まります。入園、入学、進級進学、就職。4月から新しい生活を始める皆さん、おめでとうございます。新しい環境でのスタート。ドキドキしたり、わくわくしたり、希望いっぱいのお春です。そんな新しい生活のお役に立ちそうな本をあれこれ展示します。どうぞご利用ください。

◆ 読み聞かせ 4月日程 ◆

◆ 読み聞かせ 4月日程 ◆	日時	場所
読み聞かせ ひまわり会	未定	遠浅コミュニティセンター
読み聞かせ ありんこ会	4月9日(土)10時30分～	早来公民館図書室(早来町民センター)
ブックスタート読み聞かせボランティア 赤ずきん	未定	おいわけ子ども園子育て支援センター

還付金詐欺大量発生中！

地域安全ニュースで何度もお伝えしていますが、道内で還付金詐欺による被害が後を絶たず、2月14日から27日の2週間で15件、被害総額は1,800万円にもなっています。還付金手続きのためにATMへ向かうように言われた場合、詐欺の可能性が非常に高いです。下記を参考に十分に注意してください。

還付金詐欺とは

還付金詐欺とは、市町村職員や税務署、年金事務所の職員等を名乗る者から、医療費・保険料の還付金があるなどと電話が掛かってきて、指示通りにATMを操作すると犯人の口座にお金が振り込まれてしまうという詐欺です。

私は大丈夫という考えを捨てる！

すべての対策はここから始まります。還付金があると言われると、つい期待してしまいがちですが、そんなに甘い話はないと考えを切り替えましょう。もし電話がかかってきたら、相手の連絡先を聞いて折り返すことにし、対象の行政機関にそのような還付金があるか確認しましょう。



普段から、家族とのコミュニケーションを！

高齢者の中には、インターネットなどで広範囲から情報を得ることが苦手な方もいます。そんな時、子どもや孫にインターネットなどで情報収集をお願いできるように、家族とこまめに連絡がとれる環境を作っておくとお互いに安心です。

不安なら、留守番電話や着信拒否を設定しておく！

自宅の電話を留守電にして、知人の電話とわかってから通話に応じるのも対策のひとつです。また、携帯電話・スマホの場合、連絡帳に登録されている人以外の着信を拒否する設定にすることで、一定数の不審な電話をはじくことができます。

もし、振り込んでしまったら

万が一、お金を振り込んでしまった場合、警察署や最寄りの駐在所、または取り引きしている金融機関へすぐ相談しましょう。

- ・町職員等がATMの操作により還付金を返金することは絶対にありません。
- ・ATMは預金の預け入れや引き出し、他者への振り込みなどを主に行う機械です。操作により、還付金を受け取ることはできません。
- ・おかしいと思ったら、内容を聞かずにすぐ電話を切りましょう。
- ・「還付金があるのでATMへ」という電話があったら、家族や周囲の人、警察に相談しましょう。

不審者や不審車両を見かけたら

警察署・最寄りの駐在または役場総務課までご連絡を！

苫小牧警察署 ☎ 0144 ㊟ 0110 追分駐在所 ☎ ㊟ 2003

安平駐在所 ☎ ㊟ 2339 早来駐在所 ☎ ㊟ 2030

遠浅駐在所 ☎ ㊟ 2211 役場総務課 ☎ ㊟ 2511